

## 労働政策審議会労働施策基本方針部会運営規程（案）

第一条 労働政策審議会労働施策基本方針部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 部会の所掌事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十条第一項に基づく労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働に関する基本的な方針の案の作成及び変更に関することとする。

第四条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに部会長が招集する。

2 会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、部会長の許可を得て、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第六条 会議は、原則として公開する。

第七条 部会の庶務は、厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室及び同省職業安定局総務課において処理する。

第八条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第九条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

## 附則

この規程は、平成三十年九月五日から施行する。